

写

広労発基 0703 第 2 号

令和 5 年 7 月 3 日

広島地方最低賃金審議会

会長 岡田 行正 殿

広島労働局長

阿部 充

広島県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づき、広島県最低賃金（昭和 55 年広島労働基準局最低賃金公示第 1 号）の改正決定について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2023（同日閣議決定）」に配慮した、貴会の調査審議をお願いします。